

北山病院訪問看護・介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人光風会が開設する北山病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員が、要介護状態または要支援状態にあるもので、主治の医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の看護職員は要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2 事業所の看護職員は要支援者が可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、療養生活支援するとともに、心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を目指すものとする。
3 訪問看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
①名称：医療法人光風会北山病院訪問看護
②所在地：沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 307 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業員の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員 2.5人以上（看護師及び准看護師）
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を行う。
准看護師は訪問看護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、旧暦の7月15、16日、12月30日から1月3日までを除く。

②営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

③電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテール等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1割又は65歳以上の一定以上の所得者は、2割又は3割の額とする。
2 エンゼルケア料は、一万円とする。
3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、今帰仁村、本部町、名護市、原則16km以内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(相談・苦情処理)

第10条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(衛生管理)

第11条

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策強化)

第12条 当事業所は、適切な訪問看護を提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止)

第13条 当事業所は、利用者的人権の擁護・虐待防止のための次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止のための委員会を定期的に開催しその結果を職員に周知徹底する
- (4) 虐待防止の担当者は、委員会会話役とする
- (5) 虐待防止のための指針（別添）を整備
- (6) その他虐待防止のための必要な措置

2 当事業所は、サービス提供中に、職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体の拘束等)

第15条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 1 事業所は、看護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用後研修 採用後1年以内
 - ②継続研修 必要に応じて隨時行う
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含む

ものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。